

転入

手続きご案内

別府市に引越しされた方

自治会（町内会）に加入しましょう！！

※転入時に自治会加入届を配布します

転入届



GF市民課⑤～⑩窓口です

※転入手続き前に戸籍変更届をされた方はお申出ください。

《手続きに必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「転出証明書」

(マイナンバーカード・住民基本台帳カードで転出手続きをされた場合は原則発行なし)

- ・お持ちの場合は**新住所**がわかるもの（契約書等）
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・お持ちの場合は「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

転入届の翌日より下記**公民館**で

「**住民票の写し**」（マイナンバー・住民票コード表記は不可）と「**印鑑登録証明書**」を発行しています。

- 交付時間：AM8：30～PM5：00（休館日・メンテナンス日等除く）
- 公民館での申請ができる人：本人・同一世帯の人のみ
- 持参するもの：住民票の写し交付申請→本人確認書類

印鑑登録証明書交付申請→印鑑登録証（カード）

中央公民館	上田の湯3番67号	TEL 22-4118
北部地区公民館	上人ヶ浜6番54号	TEL 67-8300
西部地区公民館	大字南立石2139番地の15（鶴見園町5組）	TEL 23-7330
中部地区公民館	大字北石垣1839番地の1（南須賀2組）	TEL 25-4321
南部地区公民館	浜脇1丁目8番20号	TEL 21-3401
朝日・大平山公民館	大字鶴見940番地の2（火売8組）	TEL 66-1150

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーのわかるもの または マイナンバーカードの提示が必要となります

手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。
ご案内は一般的な目安です。

住み始めた日から14日以内に届出してください

※正当な理由がなく遅れた場合、過料に処せられたり
給付が制限される 場合があります。

●手続きの際は本人確認書類の提示が必要です

1点で本人確認できるもの ※確認書類は有効期限内のもの

- ・免許証
- ・マイナンバーカード



- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署が発行した、**顔写真**つきの免許証や許可証 など

本人確認に2点以上必要なもの（顔写真なし）

- ・年金手帳
- ・健康保険証
- ・介護保険証 など

※代理の方が手続きに来られた場合

- ・代理人として来られた方の本人確認を行います
- ・代理人としての手続きができるかどうか、委任状などにより確認
させていただく場合があります。

平日の電話予約による

「**住民票の写し**」（マイナンバー入り住民票は不可）と「**印鑑登録証明書**」交付

夜間・土日祝祭日に市役所の宿直窓口で受取ができます

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの （下記以外が必要な場合があります）	手続き窓口（窓口番号） （GF・1Fは課を色で表示しています）		
住所	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください	GF	市民課 （あお色）	⑤～⑩
	マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかを お持ちの方	・マイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用（住所変更） カードに記載している情報を変更します。 手続きには各種暗証番号が必要です。	（お持ちの方） ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード			⑮
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードは再申請が必要です	交付申請書 写真			

※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送いたします

保険・年金	国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付（後日郵送）	←転入前から保険に加入していない方も相談してください。	GF	保険年金課 （あか色）	②② ⑤ ②④
	→国保加入者のうち70歳から74歳までの方	保険証兼高齢受給者証の交付（後日郵送）	（お持ちであれば）前の住所地発行の負担区分等証明書			
	→国保加入世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	（お持ちであれば）前の住所地発行の ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票			
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方 ※資格喪失日より14日以内に届出をしてください。	・国民健康保険の加入 ・保険証の交付 ・国民年金の加入（20歳から60歳未満）	勤務先の健康保険の資格喪失証明書			
	→各種認定証（病院での支払が一定金額で止まる支払になる証明書）が必要な方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証などの申請	（お急ぎの交付が必要な場合は）前住所地の所得課税証明書			
	75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の交付（後日郵送）				
	→大分県外から転入した方	負担区分の確認	（前の住所地で発行された）負担区分等証明書			
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が新たに必要の方	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証などの申請	※大分県内で引越した方で今まで認定証を持っていた方は申請不要			
	年金を受給中の方 国民年金被保険者	年金の住所変更 ※住民票コードが「未収録」の方のみ ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	・年金証書			②①
高齢	65歳以上の方	介護保険被保険者証の交付（保険証は後日郵送）		1F	高齢者福祉課 （あお色）	③～⑤
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の継続手続き	（お持ちの方は前の住所地で発行された）介護保険受給資格証明書			

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの （下記以外が必要な場合があります）	手続き窓口（窓口番号） （GF・1Fは課を色で表示しています）		
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります。		障害福祉課 （きいろ）	①
	国の福祉手当(特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当)を受けている方	手当の住所変更手続き				
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者の医療費助成の相談・申請	・健康保険証 ・本人口座番号のわかるもの ・障害者手帳(身障・療育・精神) ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります			
	自立支援（精神通院）をお持ちの方	精神通院受給者証の住所変更手続き	・有効期限内の精神通院受給者証原本 ・健康保険証 ・マイナンバーのわかるもの ・年金を受給されている方は年金証書等 ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります			
こども	幼稚園・小学生・中学生のお子さんがいる方 (公立幼稚園の入園は園にお届けください)	・転校手続き （転入学通知書の交付）	前の学校にて発行された書類と市役所で発行された「転入学通知書」を学校へ提出してください。	5F	学校教育課 （市民課のみで終わる場合もありますが、特殊事情の場合は学校教育課でのお手続きが必要となります。）	
	0歳～中学生のお子さんがいる方	児童手当の申請 （転出予定日の翌日から起算して15日以内） ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください	・請求者の通帳 ・健康保険証（請求者） ・マイナンバーのわかるもの（父と母）	1F	子育て支援課 （ももいろ）	②
	0歳～高校生等（18歳到達後の3月31日までにある児童）のお子さんがいる方	子ども医療費助成の申請	・健康保険証（子） ・小中学生の保護者はマイナンバーがわかるもの			
	1歳～3歳の誕生日の前日までのお子さんがいる方 ※大分県内から転入される場合、転入前の市町村で交付されたクーポンに残りがある場合手続きが必要です。（全部使用済みの場合は手続き不要）	おおいた子育てほっとクーポンの申請	・前の市町村で交付されたクーポン			
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	・前住所地の市町村民税課税額証明書 ※受付窓口でご相談ください			
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
		ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	・健康保険証（親・子） ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります。			
	特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口にご相談ください			
	就学前のお子さんがいる方	予防接種・乳幼児健診等の相談・説明	・母子健康手帳	外局	こども家庭課 Tel0977-21-1117	
	生後13か月までのお子さんがいる方	乳児一般健康診査受診票の交換	・母子健康手帳 ・前住所地の乳児健康診査受診票			
	妊娠中の方	妊婦一般健康診査受診票の交換	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票			
税・料金	水道を使用する方	使用開始申込み	☎お電話で手続きできます	外局	上下水道局 Tel0977-23-0361	
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・口座番号のわかるもの ・通帳の届出印	変更する口座のある金融機関 （問合先：該当する税の担当課）		
	原付バイク・小型特殊（125cc以下）を所有している方	所有申告（軽自動車税）	・ナンバープレート ・本人確認書類 ・標識交付証明書（車台番号のわかるもの）	GF	市民税課 （みどり色）	③2
	軽自動車を所有している方	住所変更手続き	・車検証 ・住民票・印鑑（原則不要。詳細は軽自動車協会にお問い合わせください。） ・ナンバープレートは県外転入のとき必要	※軽自動車協会でご相談ください Tel097-524-0222（大分市三佐） ※別府地区自家用車協会←有料です Tel0977-25-1284（市内若草町）		
	オートバイ（126cc以上）、普通車、小型二輪（251cc以上）を所有している方	住所変更手続き	・車検証（軽二輪は届出済証） ・住民票 ・ナンバープレートは県外転入のとき必要	※大分運輸支局でご相談ください Tel050-5540-2087(大分市大洲浜)		
普通自動車一般の税金の手続き		大分県別府県税事務所 Tel0977-67-8211				
その他	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	3F	生活環境課	
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください	3F	住宅管理センター	
郵便局への案内	転入後、郵便物が届くための手続きです	郵便局での転居手続き	個人の届出 ・届出人の印鑑 ・届出人と転居者の本人確認書類 ・転居者の旧住所がわかるもの 会社・団体の届出 ・届出者と会社・団体の関係のわかるもの（保険証・社員証など） ・代表者の氏名記入と代表者印	※詳しくは 最寄の郵便局にお尋ねください。		